

令和5年7月

高等学校等就学支援金(就学支援金) 申請 よくある質問

質問①：既にマイナンバー情報と共に申請して認定を受けていますが、今回も申請が必要ですか？

回答①：改めての申請は不要です。ただし、申請以降に家族状況や住所の変更がある場合は再度申請が必要です。なお認定結果については7月10日以降に郵送される予定です。

質問②：7月に申請した場合、結果はいつ頃わかりますか？

回答②：7月申請における審査結果は10月頃を予定しています。なお、審査結果はご自宅に郵送されます。

質問③：入学時に申請した就学支援金とは何が違うのですか？

回答③：新入生(1年生)に限り、4月と7月の計2回申請が必要となっています。4月申請分はその年の4～6月の授業料、7月申請分はその年の7月～翌年の6月までを対象としています。

質問④：就学支援金を申請しない場合は何もしないままで大丈夫ですか？

回答④：就学支援金を申請されない場合は、申請書とは別に“不申請意向確認書”の提出が必要となります。不申請意向確認書は経営企画室で配布しています。

質問⑤：申請書類が手元にない場合はどのようにすれば良いですか？

回答⑤：東京都教育委員会のHPにPDFデータがございますのでそこからDLが可能です。また、本校経営企画室の窓口でも配布しています。

※お配りしている「就学支援金支給手続きのお知らせ」にも制度について説明がございますので、ぜひ併せてご確認ください。

東京都立青梅総合高等学校
経営企画室 学事担当
電話番号：0428(22)7604